

## 道路特定財源の確保に関する要望

今日、町村を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化が進み、未だに景気回復や雇用の拡大を実感できないままに地方経済の活力が低下するなど、かつてない厳しいものがあり、都市と農山村の地域間格差もまた拡大しております。

全国の町村は、自然的、地理的条件等それぞれの特性に応じ、長い歴史が育んできた独自の文化を有しており、また、農山漁村地域は国土や自然環境の保全、食料やエネルギーの供給、水源かん養等の役割を担い、国民生活を支えています。

こうした中、道路は、地域の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するための最も基本的なインフラであり、その整備には強い期待が寄せられています。

多様で個性豊かな地域づくりを進めていくとともに、安全で安心して暮らすことのできる町村の実現を図るためには、これからも道路整備をより一層推進することが重要であります。

とりわけ、地方では未だ道路整備が遅れている地域が多いため、国が行う直轄事業から町村道事業に至るすべての道路事業を今まで以上に推進するための財源の確保が必要であり、また、老朽化した橋梁やトンネル等が急増することによる維持修繕費の増大も見込まれるところであります。

しかるに、現行の道路特定財源の暫定税率を維持する等の措置が講じられない場合、地方の道路整備は深刻な停滞を余儀なくされるばかりでなく、すでに極めて厳しい状況にある町村の財政運営に重大な影響を与えて、住民サービスが低下するなど住民生活が大混乱する事態となることが懸念されます。

よって、地方の道路整備が遅れることのないよう、道路特定財源の安定的な確保について以下の事項を強く要望します。

- 一 道路特定財源については、地方の貴重な財源となっている現状にかんがみ、現行の税体系を維持するとともに暫定税率の適用期限を延長し、平成20年度以降も現行の税率水準を維持すること。

平成20年1月17日

全国町村会長  
山本文男